商工業振興事業ガイドブック

2024
▼
2026

中央区

商工業振興事業ガイドブック

商工業振興事業ガイドブックは、中央区の商工業振興施策を中心に、都・国・その他各種機関の事業等を紹介し、中小企業の皆様に広く利用していただくため3年に1回で発行しております。

中小企業の経営者や従業員及びこれから起業する方にも参考にしていただけるように編集しました。

本書が、今後皆様方の事業発展に少しでもお役に立てれば幸いです。

令和6年11月

商工業振興事業ガイドブックのご利用にあたって

◆掲載内容は令和6年11月現在の事業概要であり、事業内容を変更又は終了している場合があります。
詳細は、各事業に掲載しているお問合せ先にご確認ください。

◆2次元バーコード（QRコード）
2次元バーコード（QRコード）対応のカメラ付き携帯電話で読みとることにより、各ホームページへアクセスすることができます。

例：中央区ホームページへアクセスできます。

QRコード

INDEX

目次

◎中小企業の範囲と小規模事業者…… 1
◎中央区中小企業の振興に関する基本条例 …… 2

Ⅰ. 経営の相談・診断

1. 区の商工相談 …… 6
① 商工相談 …… 6
② 出張経営相談 …… 6
2. 他の機関の相談・指導・診断 …… 7
① (公財) 東京都中小企業振興公社 …… 7
② 東京都知的財産総合センター …… 7
③ 東京商工会議所の相談・指導 (無料) …… 7
④ 東京都よろず支援拠点 (実施機関：(一社) 東京都信用金庫協会) …… 8
3. 倒産の防止 …… 9
① 経営セーフティ共済 …… 9
② 倒産防止特別相談 (東京商工会議所) …… 9
③ 倒産関連中小企業者の認定 …… 9
④ 不況業種中小企業者の認定 …… 10

Ⅱ. 融資制度のご案内

1. 中央区の融資制度 …… 11
① 中央区の融資制度とは …… 11
② 中央区商工業融資制度一覧・中央区商工業融資指定金融機関一覧 …… 11
2. 東京信用保証協会の信用保証 …… 11
① 東京信用保証協会とは …… 11
3. 東京都の融資制度 …… 12
① 東京都中小企業制度融資 …… 12
4. 政府系金融機関の融資制度 …… 12
① 日本政策金融公庫　国民生活事業 …… 12
② 日本政策金融公庫　中小企業事業 …… 13
③ 商工会議所の推薦による無担保・無保証人融資 …… 13

INDEX

Ⅲ. 区内で起業する方に

1. 創業支援 …… 14
① 創業支援等事業計画 …… 14
② 創造支援資金融資（中央区） …… 15
③ 創業支援融資（日本政策金融公庫） …… 15
④ 創業支援拠点 …… 16
2. 創業相談 …… 16
① 出張経営相談（中央区） …… 16
3. 起業時に許認可が必要となる主な業種一覧 …… 17

Ⅳ. いきいきとした企業活動のために

1. 知識や技術の習得のために …… 18
① 決算指導講習会 …… 18
② 経営セミナー …… 18
③ 起業家塾の開催 …… 18
④ ホームページ作成セミナー …… 18
⑤ 労働セミナー …… 18
⑥ 事業主・従業員宿泊研修 …… 19
⑦ ハイテクセンターランチセミナー …… 19
⑧ 新春経済講演会 …… 19
⑨ 新規就職者講座 …… 19
2. 事業活動の活性化のために …… 20
① 情報化支援 …… 20
② 販路拡大支援 …… 20
③ 経営セーフティ共済加入補助 …… 20
④ 中小企業技術者高度研修助成 …… 20
⑤ 店舗・工場等小規模再開発促進 …… 21
3. 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について …… 22

INDEX

目次

4. 商店街の活性化のために …… 22
① 商店街美化促進事業補助 …… 22
② 商店街支援事業補助 …… 22
③ 東京商店街グランプリ …… 23
④ 中央区商店街連合会 …… 23
5. 工業関係者表彰 …… 23
6. 中央区立産業会館 …… 24
7. 中央区立ハイテクセンター …… 27
8. (公財)東京都中小企業振興公社の助成事業一覧 …… 30

Ⅴ. 安心して働けるために

1．(公財)中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」 …… 31
2．勤労者のための貸付制度 …… 32
① 東京都中小企業従業員一般生活資金融資「さわやか」 …… 32
② 東京都中小企業従業員生活資金融資「まなび」 …… 32
③ 子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」 …… 32
3．中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度） …… 32
4．小規模企業共済制度（事業主の退職金） …… 33
5．高齢者・障害者の就業 …… 33
① 中央区シルバー人材センター …… 33
② 無料職業紹介所シルバーワーク中央 …… 34
③ 障害者就労継続支援（B型）施設「さわやかワーク中央」 …… 35
④ 障害者就労支援事業「中央区障害者就労支援センター」 …… 35
6．就職支援 …… 36
① 東京しごとセンター …… 36
7．労働相談情報センター（労働問題全般の相談・無料） …… 37

Ⅵ. 国からの情報

1．国からの情報（J-Net21） …… 38
2．国からの情報（ミラサポplus） …… 38

中小企業の範囲と小規模事業者

中小企業基本法では「中小企業（者）」の範囲及び「小規模企業（者）」の定義を、以下のように規定しています。

1　中小企業の範囲

業　種	資　本　金	従業員数
製造業その他	3億円以下	または　300人以下
卸　売　業	1億円以下	または　100人以下
サービス業	5千万円以下	または　100人以下
小　売　業	5千万円以下	または　50人以下

2　小規模企業者とは

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の範囲は、個別の中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

◆◆中央区中小企業の振興に関する基本条例◆◆

（目的）

第一条　この条例は、中央区（以下「区」という。）の産業において重要な地位を占める中小企業の振興についての基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　中小企業者　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。

二　中小企業団体　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で区長が特に認めるものをいう。

三　大企業者等　第一号に該当するもの以外の会社及び個人であって事業を営むもの並びに前号に規定するもの以外の企業団体、経済団体等をいう。

一部改正〔平成一九年条例八号〕

（基本方針）

第三条　中小企業の振興は、「活気にあふれた働きやすいまちづくり－いきいき産業文化都市の実現」を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関（以下「国等」という。）の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。

（基本的施策）

第四条　区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めるものとする。

一　中小企業の活性化及び近代化の促進

二　産業基盤の整備及び中小企業を担う人材の育成
三　中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成
四　中小企業に関する情報の収集及び提供
五　中小企業従事者の福利厚生の充実
六　中小企業に対する融資及び助成制度の充実
七　前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

（区の責務）
第五条　区は、前条各号の基本的施策を実施するに当たっては、消費者の保護に配慮しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一　社会・経済情勢の変化に対応した適切な措置
二　特に小規模な中小企業者及びその従事者に対する必要な配慮
三　国等との協力による施策の推進並びに必要に応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請

（中小企業者等の責務）
第六条　中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費者の生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。
2　商店街において小売店等を営む者は、当該商店街の振興を図るため、商店会へ加入することにより、相互に協力するように努めるものとする。
3　商店街において小売店等を営む者は、商店会が当該商店街の振興に資する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するように努めるものとする。
一部改正〔平成一九年条例八号〕

（区民等の理解と協力）
第七条　区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

（大企業者等の理解と協力）

第八条　大企業者等は、区が中小企業と大企業の共存する地域であり、両者の共存共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、中小企業の振興に協力するように努めるものとする。

（委任）

第九条　この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附　則

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附　則〔平成一九年三月二二日条例第八号〕

この条例は、平成一九年四月一日から施行する。

Ⅰ 経営の相談・診断

Ⅱ 融資制度のご案内

Ⅲ 区内で起業する方に

Ⅳ いきいきとした企業活動のために

Ⅴ 安心して働けるために

Ⅵ 国からの情報

Ⅰ. 経営の相談・診断

1. 区の商工相談

❶ 商工相談

中小企業の方々のために、専門の相談員が商工相談を行っていますので、経営基盤を固める一助として、どうぞお気軽にご相談ください。相談はすべて無料です。

ご相談には、事前に予約が必要です。担当まで電話をしてください。

相談種目	商工相談（金融、経営、経理、労務の相談）
実 施 日	月曜日～金曜日
時　　間	午前９時から午後５時まで
場　　所	区役所７階商工観光課相談融資担当 ☎03-3546-5330

URL 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/keieisoudan/keieisodan.html

❷ 出張経営相談

区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、専門の相談員が事業所等へ伺って経営相談をお受けする出張経営相談を行っています。

年度内３回（創業予定の場合は５回）まで無料で相談できます。

問合せ先 中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330

URL 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/keieisoudan/kakujyuu.html

2. 他の機関の相談・指導・診断

①（公財）東京都中小企業振興公社

①ワンストップ総合相談窓口

本社（秋葉原庁舎）千代田区神田佐久間町1-9　☎03-3251-7881

URL 〈東京都中小企業振興公社HP〉
https://www.tokyo-kosha.or.jp/
support/shien/soudan/index.html

② 東京都知的財産総合センター

特許・意匠・商標・著作権などの知的財産に関し、基礎的な質問から、出願や契約の方法、高度な知財戦略まで、専門知識と豊富な経験を有する相談員がアドバイスを実施します。

また、より専門的な相談については、弁理士・弁護士が対応し、必要なアドバイスを実施します。

※相談は無料です。（事前予約制　1回1時間まで）

問合せ先　東京都知的財産総合センター　☎03-3832-3656

③ 東京商工会議所の相談・指導（無料）

相談内容	詳　細
経営に関する相談	小規模事業者の経営改善のため、経営・創業に関する様々なご相談に経営指導員が応じています。必要に応じ、企業にエキスパート（専門家）を派遣して具体的・実践的なアドバイスによる経営支援を行っています。また、中小企業診断士による経営診断と課題解決に向けた実行支援のサポートや各種補助金申請のご相談も承っております。
創業に関する相談	
資金・融資に関する相談 ・マル経融資 （小規模事業者経営改善資金） ・融資斡旋	経営指導員が相談に応じています。経営指導を通じ、小規模事業者向けの無担保・無保証、低利のマル経融資の推薦を行っています。

相談内容	詳　細
経営上の法律相談 ・売掛金の回収 ・取引先との間で起きた問題 など	弁護士が相談に応じています。 毎月第１・３火曜日　13:00～16:00 事前予約制。下記までお申込みください。
経営上の税務・会計相談	税理士が相談に応じています。 毎月第２火曜日　13:00～16:00 ※２月のみ毎週火・木事前予約制。 下記までお申込みください。

相談受付時間：平日 9:30 ～ 17:00　※経営に関するご相談に限定しています。

問合せ先　東京商工会議所中央支部　☎03-3538-1811
〒104-0061 中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ３階
URL　〈東京商工会議所中央支部HP〉
https://www.tokyo-cci.or.jp/chuo/

❹ 東京都よろず支援拠点（実施機関：（一社）東京都信用金庫協会）

「よろず支援拠点」は、国が各都道府県に設置する中小企業・小規模事業者・創業希望者の方のための経営相談窓口で、東京都では平成２８年度より東京都信用金庫協会に設置されています。

「無料で」「何度でも」ご利用いただけます。

中小企業診断士、税理士、弁護士等の経験豊富な専門家がご相談に応じています。

〔東京都よろず支援拠点 新橋事務所〕
場　　所：〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-6　共栄火災ビル1階
相 談 日：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）
相談時間：9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00

問合せ先　東京都よろず支援拠点 新橋事務所
☎03-6205-4728
URL　〈東京都よろず支援拠点HP〉
https://tokyoyorozu.go.jp

3. 倒産の防止

❶ 経営セーフティ共済　（「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です）

取引先企業が倒産し、売掛金や受取手形の回収が困難となった際に、連鎖倒産を防ぐため貸付けを受けることができる制度です（ 共済金の貸付けを受けるには、この共済制度の加入期間と、掛金の積み立て期間がいずれも6か月以上であることが必要です）。

問合せ先　独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
☎050-5541-7171

URL　〈独立行政法人中小企業基盤整備機構HP〉
https://kyosai-web.smrj.go.jp/tkyosai/index.html

❷ 倒産防止特別相談（東京商工会議所）

売上の減少など様々な要因により、経営が厳しく倒産のおそれがある中小企業の方から事前に相談を受けて、経営的に再建の見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

商工調停士を中心に弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士などの専門スタッフが相談に応じています。

相談の秘密は固く守られ、費用は無料です。

問合せ先　東京商工会議所経営安定特別相談室
☎03-3283-7742

URL　〈東京商工会議所HP〉
https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/antei/

❸ 倒産関連中小企業者の認定

経済産業大臣が指定した大口倒産企業または組合に対して 50万円以上の売り掛け金債権等を有する中小企業者、または取引規模が全体の 20%以上である中小企業者は、連鎖的に倒産することを防ぐため、認定を受けることにより保証協会の保証限度額を別枠化できます。認定には事前予約が必要です。融資に関しては中央区商工業融資制度一覧（p11）をご覧ください。なお、東京都中小企業制度融資「経営セーフ」メニューも申込みができます。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330
東京都産業労働局金融部金融課　☎03-5320-4877

URL　〈東京都産業労働局HP〉
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

参考URL　〈中小企業庁HP〉
https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

❹ 不況業種中小企業者の認定

経済産業大臣が指定した不況業種に属する中小企業者で、最近3カ月の売上高が前年同期の売上高に比較して5%以上減少している場合には、認定を受けることにより特別措置が適用されます。認定には事前予約が必要です。融資に関しては中央区商工業融資制度一覧（p11）をご覧ください。なお、東京都中小企業制度融資「経営セーフ」メニューにも申込みができます。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330
東京都産業労働局金融部金融課　☎03-5320-4877

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/kigyouyuushi/gogounintei.html
〈東京都産業労働局HP〉
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

Ⅱ. 融資制度のご案内

1. 中央区の融資制度

❶ 中央区の融資制度とは

中央区では、中小企業の振興を図るため中央区内の中小企業を対象に、経営の安定や設備の導入等に必要な事業資金について、区が利子補給することにより中央区指定の金融機関から低利で融資を受けることができる「あっせん融資制度」を設けています。

ご相談には事前に予約が必要です。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/kigyouyuushi/kunoyusiseido/siseido.html

❷ 中央区商工業融資制度一覧・中央区商工業融資指定金融機関一覧

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/kigyouyuushi/kunoyusiseido/saishinyuushiseido.html

2. 東京信用保証協会の信用保証

❶ 東京信用保証協会とは

東京信用保証協会（以下、「協会」という。）は、昭和12年8月わが国で初めての信用保証協会として設立され、昭和29年7月信用保証協会法による認可法人になり、現在に至っています。協会の目的は、都内中小企業者が、銀行その他の金融機関から事業資金を借入れるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的として私募債を発行するとき、保証人となることで借入や発行を容易にし、事業の健全な発展をサポートすることです。

問合せ先　東京信用保証協会本店八重洲支店
☎03-6264-1830
URL　〈東京信用保証協会HP〉
https://www.cgc-tokyo.or.jp/

3. 東京都の融資制度

❶ 東京都中小企業制度融資

東京都では、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給する「東京都中小企業制度融資」を実施しています。

- ●創業、事業拡大、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- ●融資とあわせて、信用保証料の補助や経営支援を受けられる融資メニューがあります。
- ●東京都の制度融資をご利用いただくには、信用保証協会の保証が必要となります。

問合せ先　東京都産業労働局金融部金融課　☎03-5320-4877
URL　〈東京都産業労働局HP〉
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/

4. 政府系金融機関の融資制度

❶ 日本政策金融公庫 国民生活事業

地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

利用できる方は個人または法人で、事業を営んでいる中小企業の方です。

ほとんどの業種の方にご利用いただけますが、業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

問合せ先　日本政策金融公庫東京中央支店国民生活事業
☎0570-026103（ナビダイヤル）
URL　〈日本政策金融公庫HP〉
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html

❷ 日本政策金融公庫 中小企業事業

中小企業向けの長期事業資金をご融資しています。

問合せ先　日本政策金融公庫東京支店中小企業営二事業
☎03（3270）7994
URL　〈日本政策金融公庫HP〉
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html

❸ 商工会議所の推薦による無担保・無保証人融資

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

商工会議所の経営指導を受け、経営改善に取り組んでいる小規模事業者の方々が、商工会議所の推薦に基づき、無担保・無保証人で低利の融資を受けられる融資制度です。

問合せ先　東京商工会議所中央支部　☎03-3538-1811
〒104-0061 中央区銀座1-25-3　区立京橋プラザ3階
URL　〈東京商工会議所HP〉
https://www.tokyo-cci.or.jp/marukei/

Ⅲ. 区内で起業する方に

1. 創業支援

❶ 創業支援等事業計画

区内で創業支援を行う関係機関と連携し、創業に関する支援事業を実施しています。この取組は、「産業競争力強化法」に基づく創業支援等事業計画として国の認定を受けています。

①連携事業者

■東京商工会議所中央支部　☎03-3538-1811

■日本政策金融公庫東京中央支店　☎03（3553）3443

②特定創業支援等事業

1か月以上4回以上にわたって、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する事業です。次の2事業を実施しています。

■出張経営相談（創業相談）

中小企業診断士が希望の場所に出向いて創業のご相談を受けます。年度内５回まで無料でご利用いただけます。

■起業家塾

区内で起業を目指している方や、創業後５年未満の方を対象に、起業や経営に必要な基本的知識を習得するためのセミナーです。年2回、6月～7月頃と10月～11月頃に実施しています。詳細は区ホームページにてお知らせします。

③優遇措置

特定創業支援等事業による支援を受け、区内で創業予定の方等は、証明書の交付を受けることができます。証明書により、以下の優遇措置を受けられます（令和6年11月現在）。

・会社設立時の登記にかかる登録免許税が軽減されます。
・創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例が、事業開始6か月前から利用の対象になります。
・日本政策金融公庫による新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

④証明書発行

前頁の証明書の交付を受けたい方は、特定創業支援等事業を受けた後に所定の申請書に記入のうえ、下記担当窓口まで郵送または持参にてご提出ください。

問合せ先　中央区役所商工観光課中小企業振興係　☎03-3546-5487
URL　https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/sougyousienjigyou.html

② 創造支援資金融資（中央区）

区内で創業しようとする方に、創業に必要な運転資金及び設備資金を低利で利用できる融資をあっせんしています。ご相談には事前に予約が必要です。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当
☎03-3546-5330
URL　https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/kigyouyuushi/kunoyusiseido/saishinyuushiseido.html

③ 創業支援融資（日本政策金融公庫）

創業をお考えの方、創業後間もない方に、運転資金及び設備資金を融資しています。中央区や東京都の創業支援融資との併用も可能です。中央区や東京都の創業支援融資、創業塾・創業講座とともにぜひご利用ください。

問合せ先　日本政策金融公庫東京中央支店国民生活事業
☎0570-026103（ナビダイヤル）
URL　〈日本政策金融公庫HP〉
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html

④ 創業支援拠点

TOKYO 創業ステーション（丸の内・立川）

創業に必要な知識を学べるセミナーを多数開催するほか、創業支援経験豊富なコンサルタントの支援を受けながらビジネスプランの作成を進めるプランコンサルティング、創業に必要な手続に関する専門相談により、創業を強力に支援します。

問合せ先 （公財）東京都中小企業振興公社
事業戦略部創業支援課・多摩創業支援課
丸の内　☎03-5220-1141
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田生命ビル低層棟2階
立　川　☎042-518-9671
〒190-0014 東京都立川市緑町3-1
GREEN SPRINGS E2 3階

URL 〈TOKYO創業ステーション〉
https://startup-station.jp/

2. 創業相談

① 出張経営相談（中央区）

区役所の開庁時間に来庁することが困難な事業主の方に対して、専門の相談員が事業所等へ伺って経営相談をお受けする出張経営相談を行っています。

年度内３回（創業予定の場合は５回）まで無料で相談できます。

問合せ先 中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330

URL 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/keieisoudan/kakujyuu.html

3. 起業時に許認可が必要となる主な業種一覧

業　種	内　容	受付窓口
飲食店	飲食店営業許可	保健所
ホテル・旅館	旅館業営業許可	
理・美容院	理・美容所開設届出	
クリーニング店	クリーニング所開設届出	
リサイクルショップ・古本屋・骨董品	古物商許可	各警察署
警備業	警備業認定	
探偵業	探偵業開始届出	
不動産業	宅地建物取引業免許	東京都住宅政策本部
建設業	建設業許可	東京都都市整備局市街地建築部
旅行業	第一種旅行業登録	観光庁または関東運輸局観光部
	第二種・第三種・地域限定旅行業登録	東京都産業労働局観光部
旅行代理業	旅行業者代理業登録	東京都産業労働局観光部
介護事業	介護事業指定	(公財) 東京都福祉保健財団
産業廃棄物処理業	産業廃棄物処分業許可、産業廃棄物収集運搬業許可	東京都環境局資源循環推進部
ペットショップ	動物取扱業登録	東京都動物愛護相談センター
トラック運送業	一般貨物自動車運送事業許可	関東運輸局東京運輸支局
軽トラ・バイク運送業	貨物軽自動車運送事業経営届出	
タクシー業	一般乗用旅客自動車運送事業許可	
自動車分解整備業	自動車分解整備事業認証	
人材派遣業	労働者派遣事業許可	厚生労働省東京労働局
酒屋	酒類小売業免許	各税務署

Ⅳ. いきいきとした企業活動のために

1. 知識や技術の習得のために

講座・研修	内　容	時期等
①決算指導講習会	区内中小企業の個人事業主を対象に記帳指導、決算書作成指導を行い、適正な申告を指導する講習会を行います。	２月中旬～ ３月中旬頃
②経営セミナー	区内商工業経営者及び幹部社員に対し、経営管理上の専門知識と基礎的教養を高めるために実施しています。	月１回 １、３月を除く
③起業家塾の開催	区内在住・在勤者で起業（開業）を目指している方や、起業をしたが会社経営について学びたい方を対象に、起業に必要な基本知識（経営・財務など）を習得するための講習を行います。	年２回 ① ６月～７月頃 ② 10月～11月頃
④ホームページ作成セミナー	自社の商用ホームページ構築のための基礎知識やデザイン方法などを、実習を交えて習得する初心者向けの講習を行います。	９月頃
⑤労働セミナー	労働者及び使用者を対象に、労働法をはじめ労働問題全般について理解を深める場を提供します。	12月頃

問合せ先　中央区役所商工観光課中小企業振興係
☎03-3546-5487

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/shigoto/kigyoushien/koushuu/index.html

講座・研修	内　容	時期等
⑥事業主・従業員宿泊研修	中央区工業団体連合会加盟の事業主及び従業員を対象に、見聞を広め企業間の情報交換の場を提供するための宿泊研修（工場見学、講演）を実施しています。	年1回 6月中旬 （金･土曜日）
⑦ハイテクセンターランチセミナー	中央区工業団体連合会加盟の会員等を対象に、早稲田大学・早稲田大学エクステンションセンターの先生方を講師に、豊富な知識・経験をもとにしたお話を聞くとともに、会員相互の親睦・情報交換を図るセミナーです。	年10回 4･8月を除く 原則月1回 水曜日
⑧新春経済講演会	区内事業主及び従業員を対象に、国内外の経済状況とその展望をテーマとした講演会を実施しています。	年1回 1月下旬

問合せ先　中央区商店街連合会事務局　☎03-6228-7905
中央区工業団体連合会事務局　☎03-6228-7906
URL　〈中央区商店街連合会･中央区工業団体連合会HP〉
https://www.chuo-shokogyo.jp/

⑨新規就職者講座	区内中小企業に働く新規就職者を対象に、社会人としての基礎的な心得、知識を高めるための講座です。	4月上旬

問合せ先　(公財) 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」
☎03-3546-8610
URL　〈レッツ中央HP〉
https://www.chuo-tokyo.com/

2. 事業活動の活性化のために

事業名	内　容	補助率		限度額
①情報化支援	中小企業がホームページを新規作成または変更する場合にかかる費用の助成	一般枠	対象経費の１／２	５万円
		創業枠	対象経費の２／３ ※区内で創業予定の方、区内で創業して１年未満の方が対象です。	６万円
	中小企業が新たにオンライン販売・決済を行うためのサイトの構築や利用に必要な費用の助成	補助対象経費の１／２		５万円
②販路拡大支援	中小企業が販路拡大のために開催される展示会等（インターネットを利用して行われるものを含む。）へ出展する場合に出展にかかる費用の助成（会場使用料・展示装飾に要する経費・出品物の運搬にかかる経費）	対象経費の１／２		15万円
③経営セーフティ共済加入補助	独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）と「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」契約を締結した中央区内の事業者に対し、納付した掛金を助成 ※補助対象経費：共済契約を締結した月から6カ月分の掛金に相当する額	掛金月額の１／３（月額限度額：２万円）×６カ月分		
④中小企業技術者高度研修助成	中小企業の技術者がより高度な技術を習得する目的で専門機関等の研修に参加する場合、その費用を助成	対象経費の１／２		10万円

問合せ先　中央区役所商工観光課中小企業振興係　☎03-3546-5487

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/shigoto/kigyoushien/hojokin/index.html

事業名	内　容
⑤店舗・工場等 小規模再開発促進	地域生活関連型の店舗や、地場産業の工場等を存続させ、住宅や事務所との秩序ある発展を図るものです。
店舗・工場等を一定以上の住宅との併設により建替える場合、建設費について融資あっせんするとともに利子補給及び信用保証料補助を行う。	融資条件等は区のHPでご確認ください。

問合せ先　中央区役所商工観光課相談融資担当　☎03-3546-5330

URL　〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/kigyouyuushi/kunoyusiseido/saishinyuushiseido.html

3. 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について

「先端設備等導入計画」とは、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。中央区の認定を受けた場合、税制支援などの支援措置を受けることができます。

中央区の導入促進基本計画の主な内容
・労働生産性に関する目標が年平均３％以上向上すること
・対象区域は区内全域とすること
・対象業種・事業は全ての業種および全ての事業とすること
・導入促進基本計画の計画期間は国の同意日から２年間とすること
・先端設備等導入計画の計画期間は３年間、４年間または５年間とすること

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等を導入しようとする区内中小企業者は、当該設備等の導入に関する計画（先端設備等導入計画）を策定し、その内容が中央区の導入促進基本計画に合致する場合に認定を受けられます。

問合せ先　中央区役所商工観光課中小企業振興係　☎03-3546-5487
ＵＲＬ　〈中央区ＨＰ〉
https://www.city.chuo.lg.jp/a0016/shigoto/kigyoushien/sentansetubitoudounyukeikaku.html

4. 商店街の活性化のために

❶ 商店街美化促進事業補助

個性と魅力を持つ活力ある地域商店街づくりを積極的に支援するため、商店街が自ら整備を行った歩道・街路灯・無料公衆無線ＬＡＮなどの維持管理に対し、その費用の一部を補助しています。

❷ 商店街支援事業補助

商店街振興を図るとともに、各商店の経営の安定と地域経済の活性化に寄与することを目的として、商店街などが行う事業に対し補助を行っています。

補助対象事業
イベント事業、活性化事業、組織力強化事業、ビジョン実現事業、
地域協力事業、小額支援事業

❸ 東京商店街グランプリ

商店街の優れた取り組みを表彰し、ホームページや事例集等で広く宣伝・紹介することにより、集客の促進を図り商店街の活性化につなげることを目的としています。

問合せ先　中央区役所商工観光課商工振興係　☎03-3546-5328

❹ 中央区商店街連合会

中央区商店街連合会は、1951年（昭和26年）に結成され、70年以上にわたって活動しています。

中央区内の各商店街相互の緊密な連絡と親睦を深め、商店街の健全な発展を図ることにより、区内の商業振興に寄与することを目的としています。

問合せ先　中央区商店街連合会事務局
☎03-6228-7905

URL　〈中央区商店街連合会･中央区工業団体連合会HP〉
https://www.chuo-shokogyo.jp/

5. 工業関係者表彰

区内工業等、中小企業の振興に寄与した工業関係事業主及び優良従業員並びに事務局員の業績を広く顕彰し、区内の中小企業の発展に資することを目的に隔年で2月に開催しています。

問合せ先　中央区工業団体連合会事務局　☎03-6228-7906

URL　〈中央区商店街連合会・中央区工業団体連合会HP〉
https://www.chuo-shokogyo.jp/

6. 中央区立産業会館

区内商工業の振興発展と地域社会の活性化を図るための施設で、企業の方々の商談・交流の場としての展示室を中心に、各種の会議、講習会、研修セミナー等地域のコミュニケーションセンターとして、幅広くご活用ください。

	展　示　室	集　会　室
利用時間	午前9時から午後5時まで （午前7時から午後10時まで延長利用可）	午前9時から午後９時まで （午後10時まで延長可）
利用期間	連続して６日間まで利用できます。	
休 館 日	年末年始（12月29日～ 1月3日）	

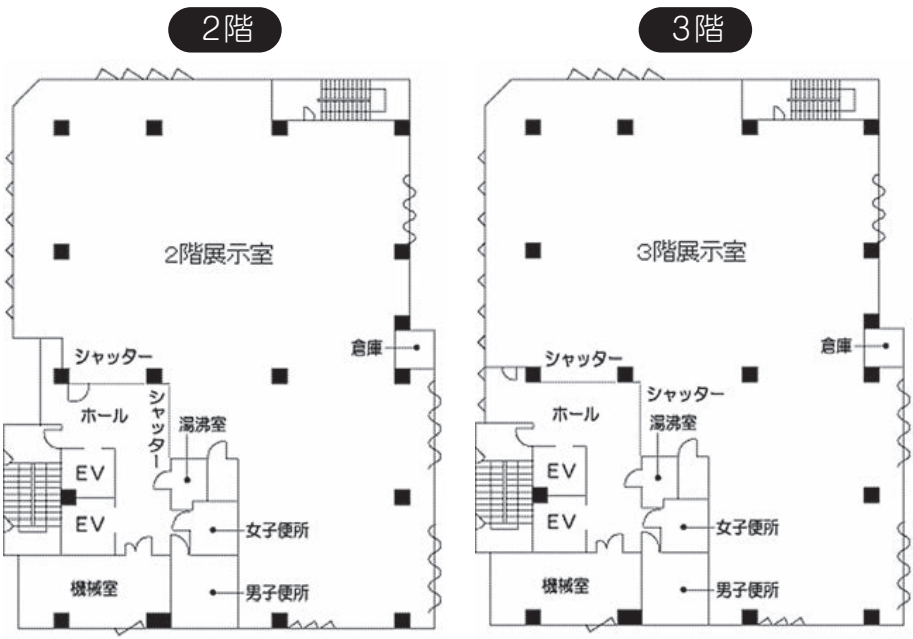

4階

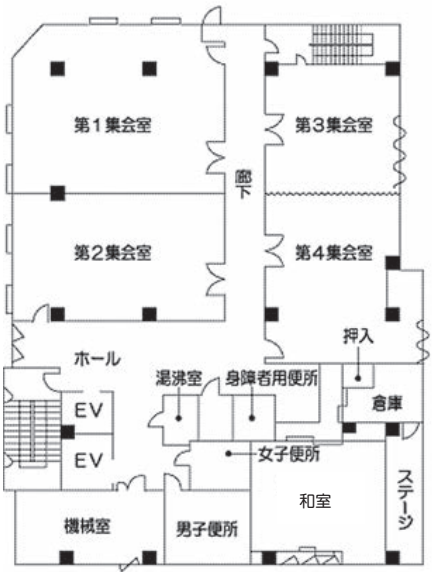

●利用料金

展　示　室			
室　　名		使用料（午前9時～午後5時）	延長料金
展示室	2階（423㎡）	42,000円	1時間あたり5,460円。 ただし搬出入のみ2,940円。
	3階（428㎡）	42,000円	

集　会　室						
室　　名	利用区分定員	使用料				延長料金
		午　前 AM9:00 ～正午	午　後 PM1:00～ PM5:00	夜　間 PM6:00～ PM9:00	全　日 AM9:00～ PM9:00	
第1集会室（84㎡）	54名	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	760円
第2集会室（66㎡）	42名	1,900円	2,500円	3,100円	6,800円	620円
第3集会室（42㎡）	24名	1,100円	1,500円	1,900円	4,100円	380円
第4集会室（54㎡）	30名	1,600円	2,100円	2,600円	5,700円	520円
和室（21畳）	35名	2,300円	3,000円	3,800円	8,200円	760円

付　帯　設　備		
種　　別	単　　位	使用料
展示台	1台／日	100円
商談机	1脚／日	100円
商談椅子	1脚／日	100円
16ミリ映写機	1台／日	3,800円
データプロジェクター	1台／日	2,000円
ビデオ装置	1式／日	2,000円

●利用申込方法

電話又は公共施設予約システムで申込みができますが、公共施設予約システムをご利用になるためには、登録が必要となります。登録の際には本人確認書類等が必要になります。

集会室は、区民・区内中小企業優先利用と一般利用に区分されていますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先　中央区立産業会館　☎03-3864-4666
URL　〈中央区立産業会館HP〉
https://www.chuo-sangyo.jp

●場所

中央区東日本橋2-22-4

●交通機関

都営浅草線東日本橋駅、
都営新宿線馬喰横山駅、
JR総武快速線馬喰町駅、
JR総武線浅草橋駅

7. 中央区立ハイテクセンター

区内の中小企業の情報化、人材育成、企業間交流等を促進することにより、区内産業の振興を図るための施設で、旧京華小学校を改修した複合施設《京華スクエア》内の１・２階にあります。

社内研修・会議、パソコン・インターネットを使った研修、各種セミナー、新製品の展示、異業種交流・情報交換等、中小企業の振興にご活用ください。

●施設内容

〔研　修　室〕 パソコン21台、プリンター２台設置。インターネット（光ファイバー）接続可。20名が同時に学べるパソコンシステムを設置したＯＡ対応の施設です。

〔展　示　場〕 35㎡
京華スクエアのエントランス部分を利用した、メーカー等が最先端機器などを紹介できる場です。200Ｖの三相電源があり、展示準備室も用意されています。

〔第一会議室〕 40㎡（定員27名）

〔第二会議室〕 60㎡（定員45名）
会議室では、プロジェクターの貸し出しや、パソコンをお持ち込みいただいた場合のインターネットの接続も、有料で行っています。

〔ロ　ビ　ー〕 60㎡
上記施設をご利用になる方々の、企業間交流の場としてご利用ください。

●利用時間

午前９時～午後 10 時

●休館日

年末年始（12 月 29 日～１月４日）

●利用申込方法

公共施設予約システムをお使いいただきますが、事前に登録が必要となります。登録の際には本人確認書類等が必要になります。

区内中小企業優先利用と一般利用に区分されていますので、詳しくはお問い合せください。

●使用料及び利用時間　◎中小企業振興を目的とする利用に限ります。

室　　名	利用時間帯	利用単位	単位料金
研修室 ［室料・パソコン（21台）・プロジェクター（1台）使用料含む］	午前9時～ 午後10時	1時間単位	インターネット利用なし 3,000円／1時間
			インターネット利用あり 3,300円／1時間
展示場［展示準備室を含む］ （パソコンは持ち込みになります。）	午前9時～ 午後10時	1日単位	インターネット利用なし 2,700円／1日
			インターネット利用あり 6,000円／1日

会議室	午　前 9:00～12:00	午　後 13:00～17:00	夜　間 18:00～22:00	全　日 9:00～22:00
第一会議室	1,000円	1,300円	1,300円	3,200円
（インターネット）	1,900円	2,500円	2,500円	6,500円
第二会議室	1,600円	2,100円	2,100円	5,200円
（インターネット）	2,500円	3,300円	3,300円	8,500円

会議室の使用料は、上段がインターネット利用なしの金額です。
下段が会議室にパソコンを持ち込まれてインターネット利用ありの金額です。

データプロジェクター使用料1回 …… 2,000円
（1日を1回とします。午前のみ利用する場合などについても1回になります。）

●京華スクエア内の他の主な施設

○リサイクルハウスかざぐるま八丁堀（1・3階）
○（公社）中央区シルバー人材センター（1・2階）
○京華コミュニティルーム（1階）
○中央交通事故相談所（2階）
○シルバーワーク中央（1階）

●建物平面図

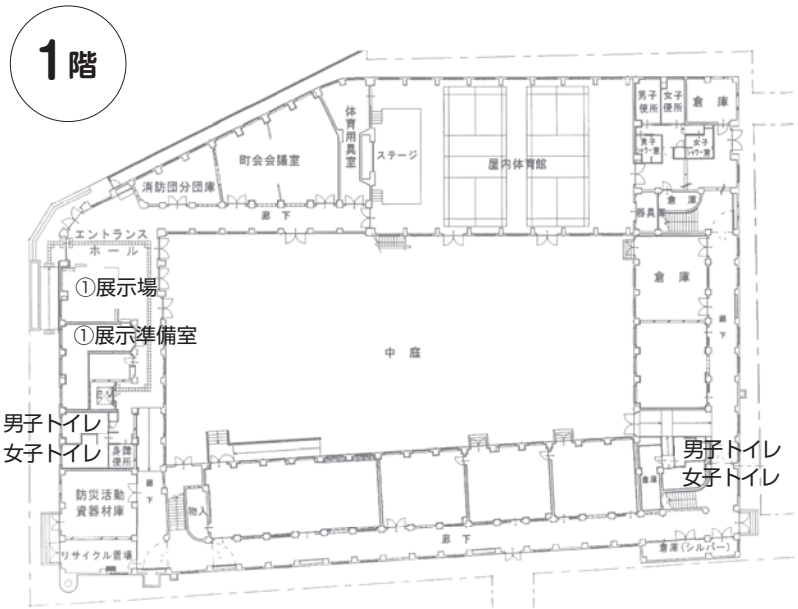
1階
エントランスホール
①展示場
①展示準備室
男子トイレ
女子トイレ
防災活動資器材庫
リサイクル置場
消防団分団庫
町会会議室
体育用具室
ステージ
屋内体育館
中庭
廊下
倉庫
男子便所
女子便所
身障便所
物入
倉庫(シルバー)
男子トイレ
女子トイレ

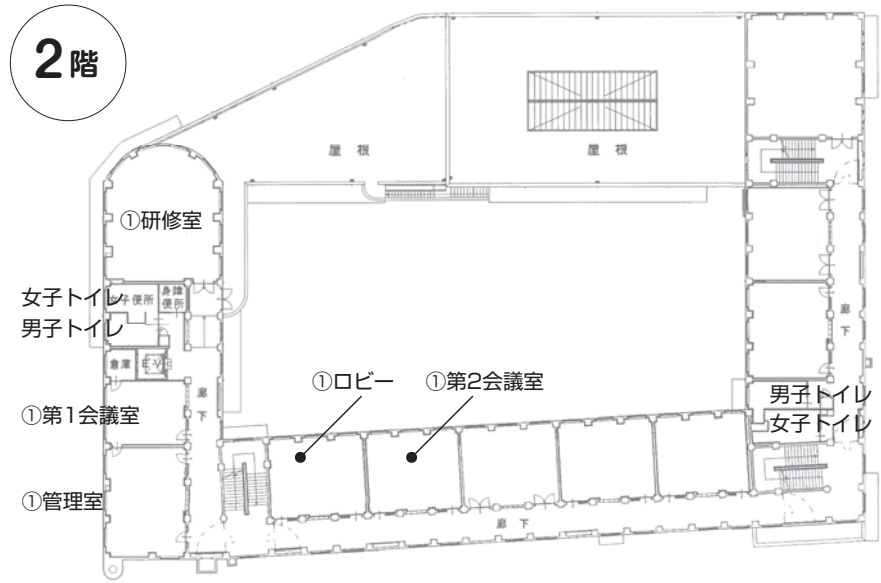
2階
屋根
屋根
①研修室
女子トイレ
男子トイレ
①第1会議室
①管理室
①ロビー
①第2会議室
男子トイレ
女子トイレ
廊下
倉庫
身障便所

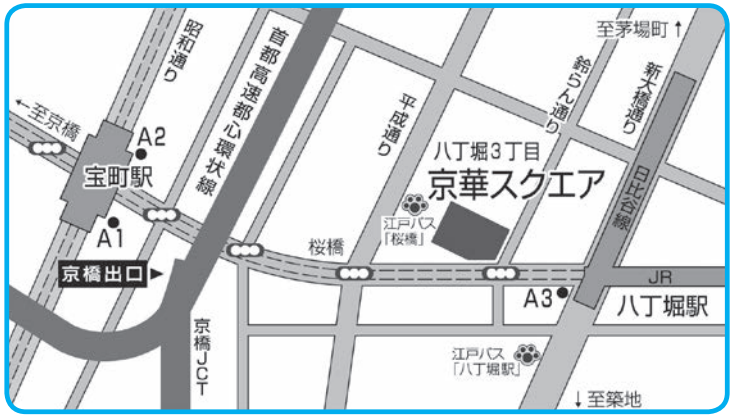

問合せ先 東京都中央区八丁堀3-17-9　京華スクエア2階
中央区立ハイテクセンター管理室
☎・🖷Fax03-3551-3200
受付時間帯：年末年始（12／29～1／4）を除く毎日
午前8時30分～午後10時

URL 〈中央区HP〉
https://www.city.chuo.lg.jp/sigoto/kigyonosinko/haitekusentar.html

8.（公財）東京都中小企業振興公社の助成事業一覧

※詳細は東京都中小企業振興公社のホームページから各々の助成事業案内をご覧いただき、助成金事業ごとの担当部署へお問合せください。

URL 〈東京都中小企業振興公社HP〉
https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/

V. 安心して働けるために

1.（公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

区内中小企業勤労者の福利厚生を向上させるため、会員及び広く区内の一般中小企業勤労者の皆さまが利用できる事業を行っています。

■交通機関のご案内

●東京メトロ 日比谷線／都営地下鉄 浅草線「東銀座駅」
A2出口から徒歩1分

●東京メトロ 銀座線／丸の内線「銀座駅」
A7出口から徒歩3分

問合せ先 （公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」
☎03-3546-8610　Fax03-3546-8406
〒104-0061 東京都中央区銀座4-9-8　NMF銀座四丁目ビル2F

URL 〈レッツ中央HP〉
https://www.chuo-tokyo.com/

E-mail kinro@chuo-tokyo.com

2. 勤労者のための貸付制度

❶ 東京都中小企業従業員一般生活資金融資「さわやか」

都内に在勤または在住の中小企業従業員の方に、生活資金を低利で融資しています。個人融資「さわやか」は、一時的に資金が必要な方へ、結婚資金、引越費用やレジャーなどにご利用いただけます。

❷ 東京都中小企業従業員生活資金融資「まなび」

従業員ご本人及びその扶養親族の方の教育・リスキング費用としてご利用いただけます。

❸ 子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」

子育てや介護と仕事を両立する方を応援する融資制度です。

問合せ先
- ●東京都産業労働局雇用就業部労働環境課　☎03-5320-4653
- ●中央労働金庫銀座支店　☎03-3542-4041
- ●中央労働金庫日本橋支店　☎03-3206-9651
- ●（一社）東京都信用組合協会　☎03-3567-6211
  （子育て・介護支援融資に限る）

URL
〈TOKYOはたらくネットHP〉
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/fukuri/yushi/index.html

3. 中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度）

中退共制度は、法律に基づき設立された中小企業のための国の退職金制度です。

事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金は事業主が指定した預金口座から引き落とされます。従業員が退職したときは、その従業員の請求に基づき、中退共本部から従業員へ直接退職金が支払われます。

問合せ先
独立行政法人　勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部　☎03-6907-1234

URL
〈中小企業退職金共済事業（中退共）本部HP〉
https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

4. 小規模企業共済制度（事業主の退職金制度）

小規模企業の個人事業主、共同経営者、会社等役員を対象とした、「第一線を退いた時の生活の安定又は、事業の再建を図るための資金の準備」を目的とした共済制度です。いわば、経営者の退職金制度です。掛金の額と納付月数に応じて、法令で定められた共済金が支払われます。

問合せ先　独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室
☎050-5541-7171
URL　〈独立行政法人中小企業基盤整備機構HP〉
https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/index.html

5. 高齢者・障害者の就業

❶ 中央区シルバー人材センター

健康で働く意欲と能力のある高齢者向けの就業システムです。高齢者の福祉の増進と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として運営されている公益法人で、法律により国・東京都・中央区の指導、援助を受けています。

高齢者の安全に配慮した仕事を事業所・家庭・公共団体等から引き受け、会員の経験・能力に応じて提供し、従事した仕事に応じて配分金を支払います。

仕事の内容は、受付事務、書類整理、宛名書き、清掃などの臨時的、短期的または軽易なものとなります。会社や商店・ご家庭からの発注をお願いします。

- **会員になるには**　60歳以上の区民で、健康で働く意欲があり、センターの「自主・自立、共働・共助」の趣旨に賛同できる方。
- **配分金**　自分で働いた仕事量に応じて、センターから配分金が支払われます。
- **会員傷害保険**　労災保険は適用されませんが、仕事中及び仕事の行き帰りのケガ等は、団体傷害保険による補償が受けられます。
- **入会手続き**　毎月13日（土・日・祝のときは直前の平日）午前10時から、入会説明会を開催しています。センターの仕組みなどの説明を受けたあと、希望する仕事内容等を記入した申込書を提出し、理事会の承認により会員となります。
  ※住所・年齢を確認できる保険証等を持参してください。
- **会費**　会費は、年額 1,000 円です。（2・3 月入会者は当該年度分は免除）

問合せ先　（公社）中央区シルバー人材センター
☎03-3551-2700　🖷Fax03-5542-2100
URL　〈中央区シルバー人材センターHP〉
https://webc.sjc.ne.jp/chuo
E-mail　chuo@sjc.ne.jp

❷ 無料職業紹介所シルバーワーク中央

シルバーワーク中央は、高年齢者を対象にした無料職業紹介所です。

おおむね55歳以上の方を対象にフルタイムからパートまで常時4000件以上の多種・多様なお仕事の情報を提供し、求職先の選択や、応募書類・面接などに関するアドバイスも行っています。また、再就職支援セミナーや面接会などのイベントも開催しております。

事業主様へ

シルバーワーク中央への求人登録・紹介は無料で行っています。高年齢者の豊かな経験や能力をお役立てください。

受付日時　毎週月曜日から金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前９時から午後４時まで
所 在 地　中央区八丁堀3-17-9
京華スクエア１階
（運営）中央区社会福祉協議会管理部
〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5

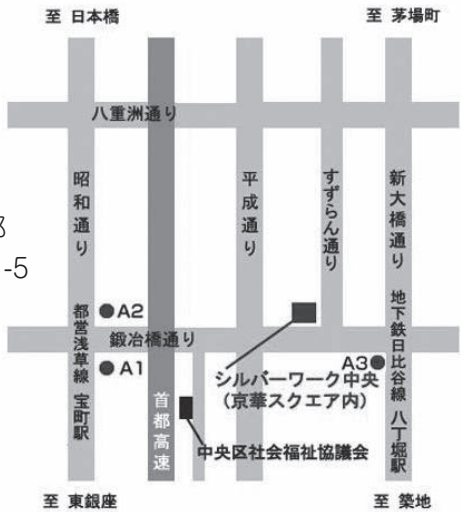

問合せ先　シルバーワーク中央　☎03-3551-9200
🖷Fax03-3553-5531
URL　〈シルバーワーク中央HP〉
https://sw-chuo.com

❸ 障害者就労継続支援（B型）施設「さわやかワーク中央」

働く意欲がある障害のある方に対し、就労の機会を提供するとともに、一般企業などへの就労や生活を豊かにするために必要なスキルや社会性の習得を支援しています。

（運営）中央区社会福祉協議会障害者就労促進部
〒103-0004 中央区東日本橋2-27-12-4F

問合せ先　さわやかワーク中央　☎03-3865-3661
Fax03-3865-3662

URL　〈中央区社会福祉協議会HP〉
https://www.shakyo-chuo-city.jp/

❹ 障害者就労支援事業「中央区障害者就労支援センター」

障害のある方の一般企業等への就労機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する支援を行います。また、障害のある方の雇用を推進する企業の相談に応じるほか、主に就労を目指す方を対象に障害福祉サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けた支援を行います。

（運営）中央区社会福祉協議会障害者就労促進部
〒103-0004 中央区東日本橋2-27-12 5F

問合せ先　中央区障害者就労支援センター
☎03-3865-3889　Fax03-3865-3662

URL　〈中央区社会福祉協議会HP〉
https://www.shakyo-chuo-city.jp/

E-mail　work@shakyo-chuo-city.jp

6. 就職支援

❶ 東京しごとセンター

東京しごとセンターは、東京都が都民の方の雇用や就業を支援するために設置した「しごとに関するワンストップサービスセンター」です。

人材活用をお考えの事業所の皆さまに対し、求人のお預かりのほか、働く意欲と能力を持った高齢者の人材情報の提供（シニア人材の活用、人材開発コース）や求職者と出会えるイベントの開催など、様々なサービスを提供しています。

①事業所相談

事業所の皆さまに、以下のサービスを提供しています。

■ヤングコーナー「企業情報公開サービス」

■ミドルコーナー及び女性しごと応援テラスの求人

※しごとセンターでの求人受付には、一定の要件がございます。
詳しくは、事業所相談担当までお問い合せください。

■求人検索サイトへの求人情報掲載

求人検索サイト「しごと検索システム」にインターネットで求人情報をご登録いただけます。

問合せ先　総合相談係（事業所担当）　☎03-5211-2804
URL　〈東京しごとセンター事業所相談HP〉
https://www.tokyoshigoto.jp/jigyousyo/soudan/

②シニア中小企業サポート人材プログラム

大手・中堅企業において培った専門スキルと実務経験を活かして、中小企業への再就職を目指すシニア層のための講習です。

問合せ先　協働事業担当係　☎03-5211-2325

③人材確保相談窓口

東京しごと財団では、人材確保相談窓口を設け、採用活動に関する様々なお悩みや課題解決をサポートしています。また、人材確保等に関するセミナーやコンサルティング支援を無料で行っています。

※セミナー及びコンサルティングのご利用には、一定の要件がございます。詳しくは、当窓口までお問い合わせください。

問合せ先　人材確保支援担当係　☎03-5211-2174
月曜日～金曜日　9時～17時（12時～13時を除く）
※土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は
お休みです。

URL　〈東京しごとセンターHP〉
https://www.tokyoshigoto.jp/
〈東京しごと財団HP〉
https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/

7. 労働相談情報センター（労働問題全般の相談・無料）

東京都では、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。

①**電話相談**　東京都ろうどう110 番　☎0570-00-6110
月曜から金曜の午前９時～午後８時（終了時間）、
土曜日の午前９時～午後５時（終了時間）
（祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く。
土曜日は祝日及び 12 月 28 日～１月４日を除く。）

②**来所相談**　予約制です。事前に必ずご連絡ください。

問合せ先　東京都労働相談情報センター
東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 9 階
☎03-3265-6110

URL　〈東京都労働相談情報センターHP〉
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/
soudan-c/center/

Ⅵ. 国からの情報

1. 国からの情報（J-Net21）

“J-Net21”は、中小企業者のためのポータル（玄関）サイトです。公的機関の支援情報を中心に、経営に関するＱ＆Ａや数多くの企業事例などを簡単に調べることができます。

- ●支援情報ヘッドライン
- ●企業事例
- ●ビジネスＱ＆Ａ
- ●経営ハンドブック
- ●中小企業NEWS
- ●e - 中小企業ネットマガジン

その他にも経営に役立つ様々なコンテンツをご提供しています。

問合せ先　独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 広報課
☎03-5470-1519
ＵＲＬ　https://j-net21.smrj.go.jp/

2. 国からの情報（ミラサポplus）

ミラサポplus
中小企業向け補助金・支援サイト

ミラサポplusは、中小企業・小規模事業者・個人事業主の皆様が簡単に情報を探すことができ、申請も便利に行えることを目指したサイトです。

様々な支援の最新情報や、経営課題・お困りごとをサポートするためのお役立ち情報、経営課題を克服された様々な経営事例も紹介しています。

問合せ先　ミラサポplusコールセンター
（平日9:00～17:00　※土日祝日・年末年始を除く）
☎050-5370-4340（電話料有料）
ＵＲＬ　https://mirasapo-plus.go.jp/

2024-2026 中央区商工業
振興事業ガイドブック

刊行物登録番号
6－064

令和 6 年 11 月　発行

編集・発行　中央区区民部商工観光課
中央区築地一丁目1番1号
電話　03-3546-5487
写真提供　一般社団法人 中央区観光協会
印刷会社　株式会社 日精ピーアール

CHUO CITY